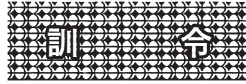


監査委員事務局



長野県訓令第3号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担当事務に関する規程（平成18年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

第1条第1号のケを同号のコとし、同号のクを同号のケとし、同号のキを同号のクとし、同号のカを同号のキとし、同号のオの次に次の1号を加える。

カ 観光部に関すること。

行政改革推進課